

消費税率引き上げ延期に伴う財政負担に関する世代会計分析

佐藤 康 仁

目次

- 1 はじめに
 - 1.1 本研究の目的と背景
 - 1.2 本稿の構成
- 2 先行研究
- 3 研究方法
 - 3.1 世代会計の基本的な考え方
 - 3.2 推計の方法とデータ
 - 3.3 世代別の消費税負担額の推計
- 4 推計結果
 - 4.1 基本ケース
 - 4.2 延期ケース
 - 4.3 参考ケース
 - 4.4 推計結果の比較
 - 4.4.1 政府の潜在的債務残高
 - 4.4.2 純負担額
 - 4.4.3 各世代の純負担額の変化
- 5 軽減税率制度導入の影響についての試算
- 6 おわりに

1 はじめに

1.1 本研究の目的と背景

本研究の目的は、世代会計の手法を用いて、消費税率引き上げの延期（税率引き上げ時期の先送り）に伴い発生する財政負担を誰が（どの世代が）負うのかを明らかにすることである。

1989年に3%の税率で導入された日本の消費税は、1997年に5%、2014年に8%へと税率が引き上げられ、今後10%へと引き上げられることになっている。消費税率の10%への引き上げは当初2015年10月に行われる予定であったが、2014年11月に延期が表明され、2017年4月1日へと変更された¹⁾。そして、2016年6月には消費税率の（10%への）引き上げを再度、2年半延期することが

1) 2014年11月18日、安倍内閣総理大臣記者会見。

表明された²⁾。すなわち、2017年4月1日に予定されていた消費税率の10%への引き上げは2019年10月へと再延期されたのである³⁾。再延期の理由としては新興国経済の落ち込みなど世界経済の下振れリスクに対する備え、日本の足踏み状態にある景気動向などがあげられた。

消費税率の引き上げに伴う消費税負担の増加あるいは物価上昇による実質所得の減少は家計の消費支出の抑制要因となり、マクロ経済に対してマイナスのインパクトをもつと考えられている⁴⁾。一方、急速に進む人口高齢化とそれに伴う社会保障関連支出の増加が予想され、また債務残高1,000兆円超といわれる厳しい財政状態にある日本にとっては消費税率の引き上げは財政状態の改善に寄与するものであり、不可避の政策とも考えられる。

消費税率引き上げの延期、すなわち増税時期の遅れ（先送り）はどのような意味をもつのだろうか。個々の消費者あるいは家計の視点からみた場合、増税時期の遅れ（先送り）は、短期的にみれば租税負担の軽減を意味し、望ましいといえるかもしれないが、その一方で中長期的には増税の先送り分だけ政府債務を増大させることともなり、結局のところ、消費者あるいは家計はその分の財政負担に将来直面することにならざるをえないと考えられる。これが本研究でいう消費税率引き上げの延期（すなわち、税率引き上げ時期の先送り）に伴い発生する財政負担である。その際、本研究の関心は将来の財政負担に直面するのが現存する世代である「現在世代」なのか、それともこれから生まれる「将来世代」なのかという点である。

本研究ではAuerbach et al. (1991) らによる世代会計の手法を用いて分析を行う。世代会計は政府の異時点間の予算制約式を満たすように、現在から将来にわたる政府の収入と支出を個人の負担と受益としてとらえ、それを割引現在価値化することで現在から将来にかけての政府を通じた個人の受益と負担を世代別に推計する手法である。これによって世代間の生涯純負担の差（世代間不均衡、世代間格差）の大きさを定量的に明らかにすることができるとともに、何らかの政策変更があった場合にその政策変更によって各世代の生涯純負担がどう変化するかをみることを通じて、政策の影響を世代別に明らかにすることもできる。本研究では、この世代会計の手法を用いて、消費税率引き上げの延期（税率引き上げ時期の先送り）によって発生する財政負担をどの世代が負うことになるのかについて分析する。

1.2 本稿の構成

本稿の構成は次の通りである。2節では先行研究を整理する。3節では本研究における研究方法

2) 2016年6月1日、安倍内閣総理大臣記者会見。

3) 消費税率の10%への引き上げを含めた税制改正関連法は2016年11月18日に可決、成立した。同時に、酒を除く飲食品の消費税率を低く抑える軽減税率や自動車の新税導入など、消費税率引き上げに合わせて予定されていた他の税制の見直しも見送られることになった。

4) たとえば2018年10月1日付の『日本経済新聞』では「(20) 14年の消費増税は個人消費の減退というトラウマを政権に残した。政府は住宅購入支援など5.5兆円の経済対策を講じたが、増税直後の14年4～6月期の個人消費は物価の影響を除く実質ベースで前期比年率17.2%減った。その後も景気の低迷は長引き駆け込み需要が起きる前の13年10～12月期の水準に戻るまで4年近くかかった」(カッコ内は引用者)と述べられている。

を説明する。4節では本研究における推計結果を示す。5節では軽減税率制度導入の影響について試算する。6節では本研究の結論を述べる。

2 先行研究

消費税率引き上げの延期の影響について世代会計の視点からとりあげた先行研究として、小黒（2016）、島澤（2016）、吉田（2016）がある。

小黒（2016）は内閣府「2005年度版・年次経済財政報告」付注を参考に試算した世代会計にもとづいて、消費税率引き上げの（再）延期によって将来世代1人あたり約44万円の負担増となるということを示した。また、島澤（2016）は消費税率引き上げの（再）延期によって、①現在世代は得をし、将来世代は損をする、②政府債務総額は現在価値でみて11兆円増加する、③将来世代1人あたり56万4千円の負担増となる、ということを明らかにした。小黒（2016）、島澤（2016）ではともに、現在世代が得をし（生涯純負担が減少する）、将来世代が損をする（生涯純負担が増加する）ということが示されており、消費税率引き上げの延期が世代間格差（世代間不均衡）を拡大するということが明らかとされている。

吉田（2016）は消費増税延期が本当に国民の負担を軽減することになるのかを世代会計の手法を用いて評価した。吉田（2016）では消費税率を引き上げなかった場合の世代ごとの今後の純税負担の変化を推計している。そして、増税延期はすべての世代で生涯税負担を軽減するが、増税延期に伴う税収の減少分を60歳未満の勤労現役世代の今後の消費増税で賄うとした場合にはこれらの世代で将来負担増が生じ、結局のところ「消費増税の延期により一時的に軽減されたようにみえる負担は、実際には50歳未満の世代および将来世代にとっては軽減にはならない」こと、とくに「29歳以下の世代や将来世代の負担増が著しい」ことを明らかにしている（吉田、2016）。すなわち、吉田（2016）では消費税率引き上げの延期によって得するのは現在の高齢世代であり、若年世代および将来世代は将来発生する負担増によって、生涯純負担が増加することが明らかとされている。

以上の通り、これまで行われた先行研究は推計の前提等が異なるため直接比較することはできないが、いずれにおいても消費税率引き上げの延期が将来世代の負担増をもたらすことが示されている。

3 研究方法

3.1 世代会計の基本的な考え方

本研究においても先行研究と同様、世代会計の手法を用いて消費税率引き上げの延期による影

響について分析する⁵⁾。本稿のはじめに述べた通り、世代会計とは政府の異時点間の予算制約式を満たすように、現在から将来にわたる政府の収入と支出を個人の負担と受益としてとらえ、それを割引現在価値化することで現在から将来にかけての政府を通じた個人の受益と負担を世代別に推計する手法である⁶⁾。

世代会計は将来にわたる政府収入で、将来にわたる政府支出と現在時点で存在する政府の純債務残高を賄うという政府の異時点間の予算制約式を出発点としている。 k を各世代の生まれ年、 t を推計の基準年とすると、政府の異時点間の予算制約式は以下の(1)式で示される。

$$\sum_{k=t-D}^t N_{t,k} + \sum_{k=t+1}^{\infty} N_{t,k}(1+r)^{-(k-t)} = \sum_{s=t}^{\infty} G_s(1+r)^{-(s-t)} + B_t \quad \dots (1)$$

ここで、 $N_{t,k}$ は k 年生まれ世代の世代全体での生涯での純負担を現在世代は推計基準年時点、将来世代は生まれ年時点の価値で示したものである。 G_s は s 年における政府消費、 B_t は推計基準年 t 年における政府の純債務額である。 r は利子率を、 D は生存年齢の上限(寿命)をあらわしている。

各世代の純負担 $N_{t,k}$ は(2)式で示される。

$$N_{t,k} = \sum_{s=\kappa}^{k+D} (T_{s,k}P_{s,k}(1+r)^{-(s-\kappa)}) \quad \dots (2)$$

ここで、 $\kappa = \max(t, k)$ と定義される。また、 $T_{s,k}$ は k 年生まれ世代1人あたりの s 年単年における純負担であり、これは単年での各個人の政府に対する租税・社会保険料等の負担 $\tau_{s,k}$ と社会保障給付等の政府の移転支出による受益 $b_{s,k}$ の差、すなわち $T_{s,k} = \tau_{s,k} - b_{s,k}$ と定義される。

世代会計では(1)式で示される政府の異時点間の予算制約式にもとづいて、現在の支出構造を前提とした場合の将来の政府の財政収支を推計し、その結果にもとづいて将来世代の生涯純負担額が推計される。

3.2 推計の方法とデータ

推計の具体的な方法は次の通りである。日本の世代会計の推計では個人のマイクロデータを利用することが困難であることから、国民経済計算のマクロデータを基礎に家計調査や全国消費実態調査等の世帯データを用いて按分することで個人の受益、負担額を推計することが多い。本研

5) 最近年では過去の(すなわち、推計基準年以前の)受益や負担まで遡及して世代ごとの生涯純負担を求めるものが多いが、本研究では将来の消費税率の変更による影響を分析することが目的であるため、推計基準年以前の過去の受益や負担に遡及する必要はないといえることから、推計基準年以降の受益、負担についてのみ考慮する世代会計を用いる。

6) 世代会計の手法の詳細については、Auerbach et al. (1991), Auerbach and Kotlikoff (1999), 島澤 (2013), 水谷 (2013), 吉田 (2006, 2008) に詳しい。

究でもこれまでの研究と同様の方法をとる。すなわち、国民経済計算の一般政府の所得支出勘定、資本勘定・金融勘定のデータを基礎に、政府の収入を個人の負担、政府の支出（移転支出）を個人の受益と捉えて、各世代に配分し集計することで世代別の受益・負担額を推計する⁷⁾。

政府の収入・支出項目の世代間での配分は以下の方法で行われる。いま、第*i*番目の政府の収入・支出項目*H_i*の第*j*歳階級（世代）への配分*H_{i,j}*についてみると、

$$H_{i,j} = H_i \frac{\alpha_{i,j} P_j}{\sum_{j=0}^D (\alpha_{i,j} P_j)} \quad \dots (3)$$

で求められる。ここで*D*は生存年齢の上限であり本研究では94歳である。また*a_{i,j}*は第*i*番目の政府の収入・支出項目の第*j*歳階級（世代）への配分に用いられる配分基準データであり、全国消費実態調査などの年齢別の所得、消費支出額などが用いられる。*P_j*は*j*歳世代の人口数である。

この*H_{i,j}*を当該世代人口数*P_j*で除すことで1人あたりの受益・負担*h_{i,j}*を求めることができる。つまり、1人あたりの受益・負担額は

$$h_{i,j} = \frac{H_{i,j}}{P_j} \quad \dots (4)$$

となる。

本研究では上述の考え方にもとづいて、政府の収入、支出項目の世代間配分を行う。具体的な政府収支の配分基準は表1の通りである。

その他、経済成長率、利子率についてはAuerbach and Kotlikoff (1999) に従い、経済成長率1.5%、利子率5.0%と仮定した。また、将来の人口については国立社会保障・人口問題研究所の『日本の将来推計人口（平成29年推計）』出生中位・死亡中位推計を用いた。

3.3 世代別の消費税負担額の推計

各世代の消費税負担額の推計は、世代別の消費税負担額に関する統計は存在しないため、全国消費実態調査の年齢階級別の消費支出データを用いて行う⁸⁾。

なお、本研究で分析に用いる世代会計の推計基準年は2010年であり、「2010年度国民経済計算」の一般政府の部門別勘定のデータをもとに、上述の世代間配分の方法にしたがって年齢階級別（世代別）の受益・負担額を求めたものである。したがって、算出された各世代の消費税負担額は5%の消費税率を前提としたものとなっている。そこで本研究ではこれを1.6倍、2倍することによ

7) 政府の支出は個人の受益に算入される支出（移転支出）と個人の受益に算入されない支出（非移転支出）と分類される。移転支出には社会保障給付費が、非移転支出には政府消費、政府投資などが含まれる。

8) 消費税は単一の税率であり、その負担額は消費支出額に比例するといえるため、妥当な方法と考えられる。

表1 政府収支の配分基準

		配分基準	配分に用いた資料	
生産・輸入品に課される税（受取）	固定資産税	住宅・宅地資産額	平成26年全国消費実態調査	
	消費支出に対する課税（消費税等）	消費支出額	平成26年全国消費実態調査	
（控除）補助金（支払）		消費支出額	平成26年全国消費実態調査	
財産所得（受取）		家賃地代+負債現在高×3%	平成26年全国消費実態調査	
財産所得（支払）		財産収入	平成26年全国消費実態調査	
所得・富等に課される経常税（受取）	労働所得分	勤め先収入〔就業率で修正〕	平成26年全国消費実態調査	
	資本所得分	貯蓄現在高	平成26年全国消費実態調査	
社会負担（受取）	年金	勤め先収入〔就業率で修正〕	平成26年全国消費実態調査	
	医療	勤め先収入〔就業率で修正〕	平成26年全国消費実態調査	
	その他	勤め先収入〔就業率で修正〕	平成26年全国消費実態調査	
その他の経常移転（受取）		均等	平成22年国勢調査	
現物社会移転以外の社会給付（支払）	年金	公的年金給付	平成26年全国消費実態調査	
	医療	1人あたり医療費	平成22年度 国民医療費	
	その他	社会保障給付－公的年金給付	平成26年全国消費実態調査	
その他の経常移転（支払）		消費支出額	平成26年全国消費実態調査	
最終消費支出	(1) 現物社会移転（個別消費支出）	医療	1人あたり医療費	平成22年度 国民医療費
		教育	1人あたり学校教育費	文部統計要覧 平成25年版
		その他	社会保障給付－公的年金給付	平成26年全国消費実態調査
	(2) 現実最終消費（集合消費支出）	均等	平成22年国勢調査	
資本移転（受取）	資本税（＝相続・贈与税）分	受贈金	平成26年全国消費実態調査	
	その他	均等	平成22年国勢調査	
（控除）資本移転（支払）		均等	平成22年国勢調査	
総固定資本形成		均等	平成22年国勢調査	
（控除）固定資本減耗		【配分せず】		
在庫品増加		均等	平成22年国勢調査	
土地の購入（純）		均等	平成22年国勢調査	

て税率8%、10%のもとでの消費税負担額を算出している⁹⁾。

そのうえで当初の予定通りに2017年4月1日に消費税率が10%の引き上げられた場合の各世代の生涯消費税負担額の推計を行い、これと消費税率の引き上げが2019年10月に延期された場合の各世代の生涯消費税負担額の推計とを比較することで、消費税率引き上げの延期による影響について考察する。

4 推計結果

4.1 基本ケース

最初に、当初の予定通り2017年4月に消費税率を現在の8%から10%へと2ポイント引き上げた

9) もちろん年の途中で税率変更については、その分調整を行っている。

表2 基本ケース (2017年4月以降, 消費税率10%)

(千円)

2010年時点の年齢	負担	受益	純負担
0	22710.3	12480.0	10230.4
5	26736.3	13518.0	13218.3
10	31479.9	15473.5	16006.4
15	35122.2	17214.8	17907.4
20	39989.5	19772.4	20217.1
25	42703.0	22607.8	20095.3
30	43445.8	24443.2	19002.6
35	42871.9	25160.4	17711.5
40	40629.1	23817.0	16812.2
45	37209.2	23637.1	13572.1
50	32148.8	24907.7	7241.1
55	25365.5	27653.2	-2287.7
60	18075.0	31356.3	-13281.3
65	13356.6	32850.0	-19493.4
70	10154.3	30360.8	-20206.4
75	7962.4	26330.2	-18367.8
80	5786.7	21774.9	-15988.2
85	3671.1	15917.3	-12246.2
90	1768.0	8867.0	-7099.0
将来世代	-	-	72136.4
世代間不均衡 (%)			605.1%
世代間不均衡 (絶対額)			61906.0

注：経済成長率は1.5%，利子率は5.0%と仮定。世代間不均衡 (%) は将来世代の追加負担額をゼロ歳世代の生涯純負担額で除したものである。

出所：筆者推計。

ときの世代会計を推計する¹⁰⁾。これを「基本ケース」と呼ぶ。推計結果を表2に示す。

当初の予定通り2017年4月に消費税率引き上げが実施されたとした場合の政府の潜在的債務残高は約1,472兆円と推計された。これは2010年時点の政府の純債務残高 (= 金融資産 - 負債, 約543兆円) の約2.7倍である。すなわち, 予定通り消費税率の引き上げが行われたとしても, 大きな潜在的債務残高が存在することがわかる。

世代会計では, この政府の潜在的債務をすべて将来世代が追加負担の形で負担するとみなす。つまり, 世代会計においては政府の異時点間の予算制約式が最終的に満たされることを前提とし

10) 世代会計では基準となる年の受益・負担構造を前提として, それが今後も継続するものとして推計を行うが, 法律等すでに決定されている政策変更等についてはその影響を考慮することになっている。本研究の世代会計では, 平成6年, 12年の年金改正による支給開始年齢の引き上げ, 平成16年の年金改正による保険料水準の引き上げ, マクロ経済スライドの導入による影響について反映している。

て、現在世代（現在生存している世代）には現行の税・社会保障制度等，現行政策が適用され，この先送りされた政府債務（政府の潜在的債務残高）はこれから生まれてくる世代である将来世代がすべて負担するとの仮定が置かれる。

計算の結果，将来世代1人あたりの追加負担額は6,191万円と推計された。したがって，現在世代（ゼロ歳世代）の生涯純負担額1,023万円に対して，将来世代の生涯純負担額は7,214万円となり，世代間不均衡の大きさは605.1%になることがわかった。この605.1%という数字は将来世代が現在世代（ゼロ歳世代）に比べて，約7倍の生涯純負担に直面するということを意味している。

以上の通り，仮に当初の予定通り2017年4月に消費税率の8%から10%への引き上げが行われたとしても，日本には大きな世代間不均衡が存在するということが世代会計による分析によって明らかにされる。

4.2 延期ケース

次に，消費税率の引き上げが2019年10月に延期された場合の世代会計を推計する。これを「延

表3 延期ケース（2019年10月以降，消費税率10%）

(千円)			
2010年時点の年齢	負担	受益	純負担
0	22695.4	12480.0	10215.4
5	26706.4	13518.0	13188.4
10	31434.4	15473.5	15960.9
15	35063.4	17214.8	17848.6
20	39913.3	19772.4	20140.9
25	42614.6	22607.8	20006.8
30	43343.9	24443.2	18900.7
35	42764.1	25160.4	17603.7
40	40510.5	23817.0	16693.5
45	37083.1	23637.1	13446.0
50	32028.4	24907.7	7120.7
55	25259.6	27653.2	-2393.6
60	17980.6	31356.3	-13375.8
65	13274.4	32850.0	-19575.6
70	10085.5	30360.8	-20275.2
75	7898.7	26330.2	-18431.5
80	5731.9	21774.9	-16043.0
85	3639.4	15917.3	-12277.9
90	1768.0	8867.0	-7099.0
将来世代	-	-	72447.9
世代間不均衡（%）			609.2%
世代間不均衡（絶対額）			62232.5

注：経済成長率は1.5%，利率率は5.0%と仮定。世代間不均衡（%）は将来世代の追加負担額をゼロ歳世代の生涯純負担額で除したものである。

出所：筆者推計。

期ケース」と呼ぶ。推計結果を表3に示す。

すでに述べた通り、2016年6月1日、消費税率の（10%への）引き上げを2年半延期することが安倍晋三・内閣総理大臣によって表明された。これによって消費税率10%への引き上げ時期は2017年4月から2019年10月へと（再）延期されたのである。そこで、ここでは2019年9月まで8%の消費税率が維持され、10月以降、10%に引き上げられるとしたときの政府の潜在的債務残高、各世代の純負担額を推計した。

その結果、政府の潜在的債務残高は基本ケースから11兆円増加し、約1,483兆円と推計された。また、各世代の純負担額は表3に示されている通りとなり、これを基本ケース（表2）と比較すると、消費税率の10%への引き上げが2年半延期されることで現在世代の純負担額が減少していることがわかる。すなわち、各世代の純負担額は90歳世代を除き、すべての世代で小さく（負担は軽く）なっている。ただし、その負担額の変化の大きさは（負担が軽くなる程度は）、年齢が高くなるほど大きくなるが、45歳世代を境として、それ以上になると年齢が高くなるほど消費税率引き上げ延期による純負担額の減少幅は小さくなっている。

表4 参考ケース（現行消費税率8%を維持）

（千円）

2010年時点の年齢	負担	受益	純負担
0	21922.8	12480.0	9442.9
5	25852.1	13518.0	12334.1
10	30504.3	15473.5	15030.7
15	34120.6	17214.8	16905.8
20	38962.8	19772.4	19190.4
25	41668.7	22607.8	19060.9
30	42428.0	24443.2	17984.7
35	41896.6	25160.4	16736.2
40	39720.0	23817.0	15903.0
45	36397.8	23637.1	12760.7
50	31454.1	24907.7	6546.4
55	24789.2	27653.2	-2864.0
60	17609.2	31356.3	-13747.1
65	12994.6	32850.0	-19855.4
70	9881.4	30360.8	-20479.4
75	7769.9	26330.2	-18560.3
80	5672.2	21774.9	-16102.7
85	3636.2	15917.3	-12281.0
90	1768.0	8867.0	-7099.0
将来世代	-	-	74562.9
世代間不均衡（%）			689.6%
世代間不均衡（絶対額）			65120.0

注：経済成長率は1.5%、利子率は5.0%と仮定。世代間不均衡（%）は将来世代の追加負担額をゼロ歳世代の生涯純負担額で除したものである。

出所：筆者推計。

他方、将来世代1人あたりの追加負担額は6,223万円となり、現在世代（ゼロ歳世代）の生涯純負担額1,022万円に対して、将来世代の生涯純負担額は7,245万円となり、世代間不均衡の大きさは609.2%（基本ケースと比べて4.1ポイント増加）となった。つまり消費税率引き上げの延期が現在世代の負担を減らし、将来世代の負担を増やしている、すなわち世代間不均衡（世代間格差）を拡大していることがわかる。なお、金額でみると、消費税率引き上げの延期によって、将来世代1人あたりの生涯純負担額は約31万円増加している。

4.3 参考ケース

さらに「参考ケース」として、消費税率の引き上げが行われず、現在の8%の消費税率が今後とも維持されるとする場合の世代会計についても推計する。これは消費税率引き上げの「凍結」ケースとも解釈できる。推計結果を表4に示す。

現在の消費税率8%を維持した場合の政府の潜在的債務残高は約1,580兆円と推計された。また、各世代の純負担額は表4に示されている通りとなり、世代間不均衡の大きさは689.6%と推計された。基本ケースの推計結果と比較すると、これは84.5ポイントの増大であり、消費税率の引き上げは将来世代の負担を軽減し、世代間不均衡の縮小に貢献していることが明らかとなる。

4.4 推計結果の比較

4.4.1 政府の潜在的債務残高

表5は3つのケースそれぞれにおける政府の潜在的債務残高を比較したものである。

2017年4月に消費税率を10%に引き上げた場合（基本ケース）の政府の潜在的債務残高1,472兆円に対して、消費税率の引き上げを2019年10月に延期した場合（延期ケース）の政府の潜在的債務残高は1,483兆円であり、消費税率引き上げの延期によって政府の潜在的債務は約11兆円増加する。

なお、消費税率を現行の8%のまま維持した場合（参考ケース）の政府の潜在的債務残高は1,580兆円であり、消費税率を引き上げない場合、政府の潜在的債務残高は約100兆円増加する。

表5 政府の潜在的債務残高の比較

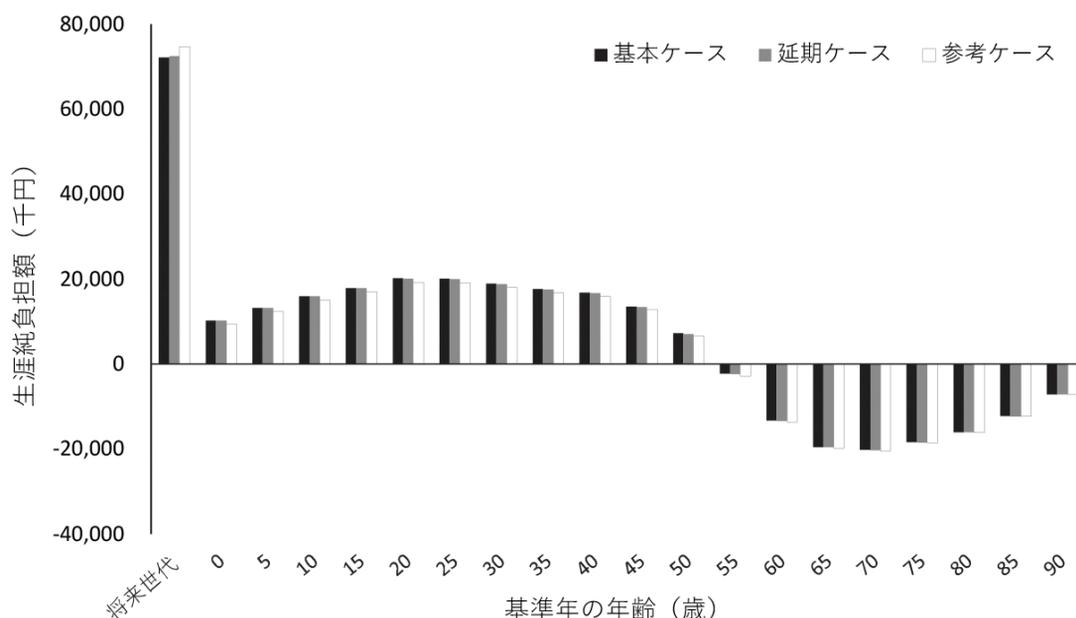
	政府の潜在的債務残高
基本ケース	1472兆4939億円
延期ケース	1483兆1756億円
参考ケース	1579兆6516億円

出所：筆者推計。

4.4.2 純負担額

次に、3つのケースそれぞれにおける各世代の純負担額を比較する。図1は各世代の純負担額を並べたものである。

図1 各世代の純負担額の比較



出所：筆者推計。

現在世代の各世代の純負担額は基本ケース，延期ケース，参考ケースの順で大きい。すなわち，消費税率引き上げの延期によって現在世代の純負担額は減少している（55歳以上の世代では純受益額が増加している）。一方，将来世代の純負担額は現在世代とは逆である。参考ケース，延期ケース，基本ケースの順で大きい。すなわち，消費税率引き上げの延期によって将来世代の純負担額は増加している。

基本ケースと延期ケースを比較すると，消費税率引き上げの延期による影響は現在世代と将来世代とで異なっていることがわかる。すなわち，消費税率引き上げの延期によって，現在世代の純負担額は減少し，将来世代の純負担額は増加している。

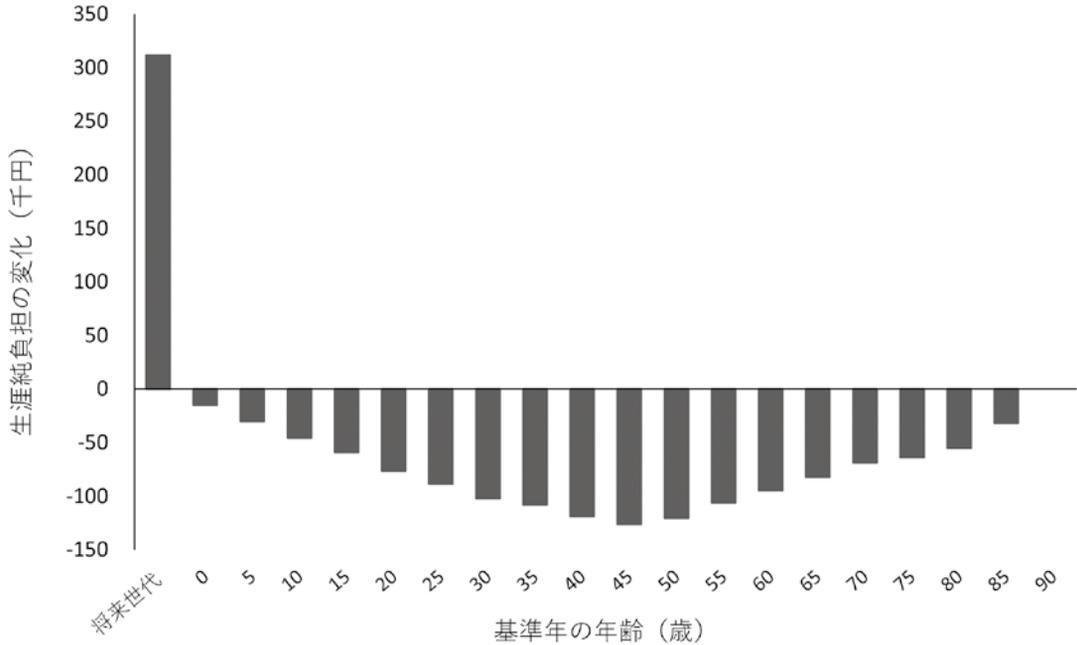
つまり，消費税率引き上げの延期（あるいは引き上げの凍結（＝「参考ケース」に該当））は現在世代の負担を軽くし，将来世代の負担を増大させることがわかる。

4.4.3 各世代の純負担額の変化

それでは，消費税率引き上げの延期によってもっとも影響を受けるのはどの世代なのだろうか。消費税率引き上げの延期が各世代の純負担に及ぼした影響をみるために基本ケースの推計結果と延期ケースの推計結果を比較する。図2は基本ケースにおける各世代の純負担額と延期ケースにおける各世代の純負担額の差を示している。

図2から消費税率引き上げの延期によってもっとも影響を受けるのが将来世代であることは明白である。すなわち，消費税率引き上げの延期によって，現在世代の純負担額は（90歳世代を除

図2 消費税率引き上げ延期の影響（各世代の純負担額の変化）



出所：筆者推計。

き) すべての世代で減少しているのに対して、将来世代の純負担額は増加している¹¹⁾。

消費税率引き上げの延期によって、現在世代の各世代の純負担額は0～13万円減少し、一方、将来世代の純負担額は31万円増加する。つまり、消費税率引き上げの延期が将来世代への財政負担の先送りであることが確認できる（世代間不均衡は605.1%から609.2%へと4.1ポイント拡大している）。

なお、消費税率引き上げの延期による純負担額の減少額をみると、45歳世代が最大となっている、すなわち45歳世代が消費税率引き上げの延期によってもっとも得をしているといえるが、これは次のような理由からである。

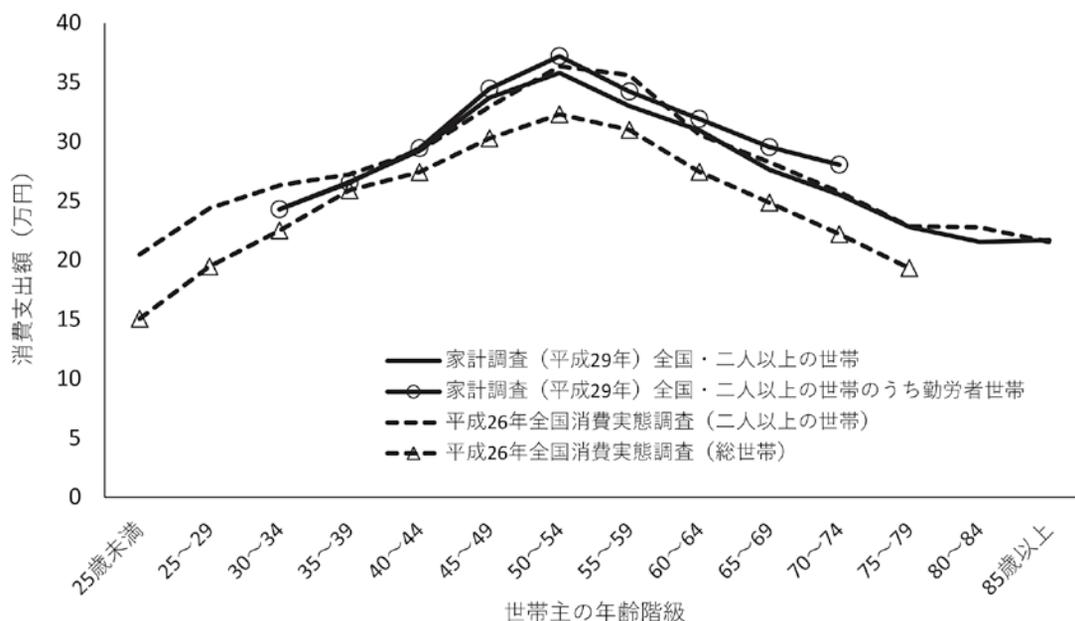
次の図3は家計調査、全国消費実態調査にもとづいて、世帯主の年齢階級別消費支出額を示したものである。ここから1ヵ月の世帯主の年齢階級別消費支出額は50歳前後でもっとも大きいことがわかる。消費税は消費支出に対して単一の税率で課税するものであるから、その負担額は消費支出額に比例するとみなすことができる。つまり、これは年齢階級別の消費税負担額は50歳前後（40～59歳）でもっとも大きくなることを意味する。

本研究で用いる世代会計では割引現在価値で評価されている。つまり、遠い時点の出来事は大きく割り引かれるが、近い時点の出来事はほとんど割り引かれることはない。

45歳世代にとっては45～59歳の間の税負担は近い時点の出来事であり、ほとんど割り引かれ

11) 90歳世代の純負担額の変化はゼロ。

図3 年齢階級別消費支出額



資料:『家計調査年報(家計収支編)平成29年(2017年)』、『平成26年全国消費実態調査』(ともに総務省統計局)より作成。

ることではない。それゆえ、45歳世代にとって、消費税率引き上げの延期は負担がさらに重くなることを回避できることを意味し、消費税率引き上げの延期による影響(恩恵)が大きくなっているのである。

5 軽減税率制度導入の影響についての試算

消費税率10%への引き上げにあたっては、消費税がもつ「逆進性」の影響の緩和を目的として、軽減税率制度が導入される予定となっている。当初、比較的小範囲にとどまる見込みだった軽減税率の対象はその後拡大し、酒類と外食サービスを除く飲食料品全般が含まれることになり、軽減税率の導入によって毎年の消費税収は1兆円規模で減少することが見込まれている¹²⁾。

本研究におけるこれまでの分析では軽減税率導入による影響については考慮に入れてこなかった。仮に、軽減税率導入による影響を考慮すれば、軽減税率制度によって政府の潜在的債務残高は軽減税率を導入しない場合と比べて増大することが見込まれる。これは本研究でこれまで考察してきた世代間不均衡の大きさを一層拡大することになると考えられる。そこで、ここでは軽減

12) 酒類と外食サービスを除く飲食料品全般以外では、定期購読契約にもとづく週2回以上発行される新聞が軽減税率制度の対象として含まれる(出所:『消費税の軽減税率制度に関するQ&A(制度概要編)』平成28年4月(平成30年1月改訂)、国税庁消費税軽減税率制度対応室)。また、軽減税率制度導入による減収額について、財務省は1兆円程度との統一見解を示している(『日本経済新聞』2016年1月19日付)。

税率制度による影響についても試算してみたい。軽減税率の導入が各世代の消費行動に及ぼす影響は明確ではないので、本研究では単純化し、軽減税率制度の導入による消費税収の減収分を各世代の消費税負担から一律に差し引き、その分だけ消費税負担を軽くする（小さくする）ことで軽減税率導入による影響を試算することとする。

財務省資料によれば消費税1%あたりの税収は2.7兆円程度とされる。したがって、消費税1%あたりの税収見込み額が変わらないものとすれば、今回の8%から10%への税率引き上げによって毎年5.4兆円の税収増が見込まれることになる。仮に軽減税率制度によって毎年1兆円規模の税収が減少するものとする、これは税率引き上げに伴う負担増の約19%にあたることになる¹³⁾。そこで本研究では税率引き上げによって生じた各世代の消費税負担増から毎年19%にあたる税負担が少なくなるものとして世代会計の試算を行った。推計結果は表6に示されている。

表6 軽減税率制度導入ケース

(千円)

2010年時点の年齢	負担	受益	純負担
0	22548.6	12480.0	10068.6
5	26544.1	13518.0	13026.1
10	31257.7	15473.5	15784.2
15	34884.3	17214.8	17669.5
20	39732.7	19772.4	19960.3
25	42434.9	22607.8	19827.1
30	43169.9	24443.2	18726.6
35	42599.3	25160.4	17438.9
40	40360.3	23817.0	16543.3
45	36952.9	23637.1	13315.8
50	31919.3	24907.7	7011.5
55	25170.2	27653.2	-2482.9
60	17910.0	31356.3	-13446.3
65	13221.2	32850.0	-19628.8
70	10046.7	30360.8	-20314.0
75	7874.2	26330.2	-18456.0
80	5720.6	21774.9	-16054.3
85	3638.8	15917.3	-12278.5
90	1768.0	8867.0	-7099.0
将来世代	-	-	72849.8
世代間不均衡 (%)			623.5%
世代間不均衡 (絶対額)			62781.1

注：経済成長率は1.5%、利子率は5.0%と仮定。世代間不均衡 (%) は将来世代の追加負担額をゼロ歳世代の生涯純負担額で除したものである。

出所：筆者推計。

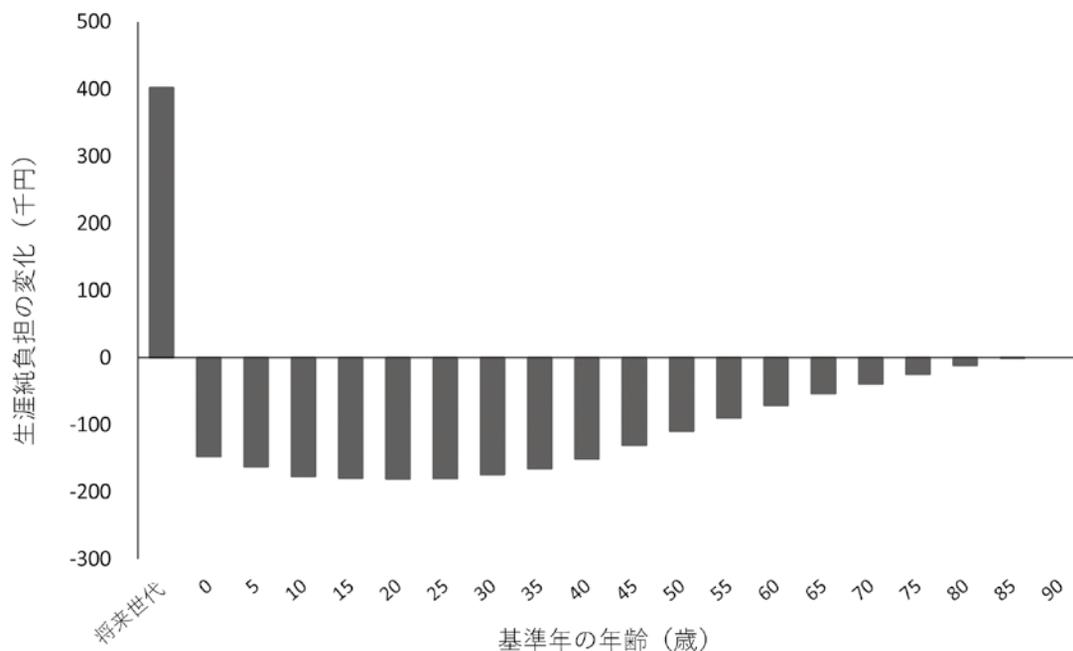
13) 約19% = 1兆円 ÷ 5.4兆円

軽減税率制度を導入した場合の政府の潜在的債務残高は軽減税率制度を導入しない場合と比べて18兆円増加し、1,502兆円と推計された。すなわち、軽減税率制度の導入によって政府の潜在的債務残高は1.2%増加する。また、軽減税率制度を導入しない場合（延期ケース）と比べて、現在世代の各世代の純負担額は0～18万円程度小さくなるが、将来世代の純負担額は40万円増加することがわかった（図4）。この結果、ゼロ歳世代と将来世代との間の世代間不均衡は14.3ポイント拡大し、623.5%となった。

つまり、ここでの試算から、軽減税率制度の導入は将来世代への負担（ツケ）の先送りを増加し、世代間の不均衡を拡大することがわかるだろう。

ただし、前述の通り、本研究における軽減税率制度の導入による影響の分析は非常に単純化されたものにとどまっている。したがって、その評価については留意する必要があることは言うまでもない。

図4 軽減税率制度導入の影響（各世代の純負担額の変化）



出所：筆者推計。

6 おわりに

本研究の目的は、消費税率引き上げの延期に伴い発生する財政負担を誰が（どの世代が）負うのかについて考察することであった。

本研究では2010年を基準年とする世代会計にもとづいて消費税率引き上げの延期に伴い発生す

る財政負担について推計した。その結果、消費税率引き上げの延期によって、政府の潜在的債務残高は約11兆円増加するとの推計結果が得られた。これは消費税率の引き上げが延期されることによって、(90歳世代を除く)すべての現在世代で純負担が減少することが原因である。つまり、消費税率引き上げの延期が将来への財政負担の先送りであるということの意味している。

本研究における推計では、現在世代の純負担額は0～13万円減少する。一方、将来世代1人あたりの純負担は約31万円増加する。また、これにより、世代間不均衡は当初の予定通り2017年4月に消費税率引き上げが実施されたとした場合の605.1%から609.2%へと4.1ポイント拡大する。

もちろん、2年半の税率引き上げの延期であるから、1人あたりの純負担額の変化はけっして大きなものとはいえないが、本研究の分析から、消費税率引き上げの延期は将来世代への財政負担の先送りを意味し、世代間格差(世代間不均衡)を拡大させるということが確認できる。

参考文献

- Auerbach, Alan J., Jagadeesh Gokhale and Laurence J. Kotlikoff (1991), "Generational Accounts: A Meaningful Alternative to Deficit Accounting," in David Bradford (ed.), *Tax Policy and the Economy*, Volume 5, Cambridge, MA: The MIT Press, pp.55-110.
- Auerbach, Alan J. and Laurence J. Kotlikoff (1999), "The Methodology of Generational Accounting," in Alan J. Auerbach, Laurence J. Kotlikoff and Willi Leibfritz (eds.), *Generational Accounting around the World*, Chicago: The University of Chicago Press, pp.31-41.
- 小黒一正 (2016) 「数字は語る 世代会計が浮き彫り 消費増税再延期で将来世代への負担増」『週刊ダイヤモンド』104 (25), 2016年6月25日号, p.26.
- 佐藤康仁 (2013) 「2005年と比較した2010年の日本の世代間不均衡」, 『経済学論集』(東北学院大学), 第181号, pp.43-61.
- 佐藤康仁 (2014) 「経済成長率, 利子率と世代会計: 感応度分析」, 『経済学論集』(東北学院大学), 第182号, pp.125-139.
- 佐藤康仁 (2016) 「世代間格差」, 野崎明 (編著), 前田修也・熊沢由美・佐藤康仁・阿部裕二・楊世英・千葉一 (著) 『格差社会論』同文館出版, 第3章, pp.61-88.
- 島澤諭 (2013) 『世代会計入門—世代間格差の問題から見る日本経済論』日本評論社。
- 島澤諭 (2016) 「消費税率引き上げ再延期が世代間格差に与える影響に関する試算～再延期のコストを負担するのはどの世代か?～」, <https://news.yahoo.co.jp/byline/shimasawamanabu/20160531-00058302/>, 2016年5月31日。
- 増島稔・田中吾朗 (2010) 「世代間不均衡の研究I～財政の持続可能性と世代間不均衡～」, ESRI Discussion Paper Series, No.246.
- 水谷剛 (2013) 「世代会計の手法面の展開と類型」, 『滋賀大学経済学部研究年報』, 第20巻, pp.23-40.
- 水谷剛 (2016) 「世代会計における受益・負担の世代間分配手法の頑健性の検証」, 『彦根論叢』, 第408号, pp.34-51.

- 吉田浩（2006）「世代間不均衡と財政改革—世代会計アプローチによる2000年基準推計結果」, 高山憲之・斎藤修（編）『少子化の経済分析』東洋経済新報社, pp.173-196.
- 吉田浩（2008）「世代会計による世代間不均衡の測定と政策評価」, 貝塚啓明+財務省財務総合政策研究所（編著）『人口減少社会の社会保障制度改革の研究』中央経済社, pp.257-296.
- 吉田浩（2016）「(経済教室) 世代会計で考える（上）消費増税延期, 「将来」に重荷」, 『日本経済新聞』2016年4月27日付。

